

令和8年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 2,001,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 401,620,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,100,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-------------------|--|----------------------|
| 第1款 水道事業収益 | | 94,383,965 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 86,933,672 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 7,450,293 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 水道事業費用 | | 88,315,993 千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 84,733,003 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 3,497,990 千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | | 35,000 千円 |
| 第4項 予 備 費 | | 50,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,920,107 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 25,977,546 千円、建設改良積立金取崩額 2,960,217 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 2,982,344 千円で補填する

ものとする。)。

| 収 入 | | |
|----------------------|--|----------------------|
| 第1款 水道事業資本的収入 | | 27,613,655 千円 |
| 第1項 企 業 債 | | 23,444,000 千円 |
| 第2項 出 資 金 | | 3,000,000 千円 |
| 第3項 補 助 金 | | 246,364 千円 |
| 第4項 分担金及び負担金 | | 913,873 千円 |
| 第5項 その他の資本的収入 | | 9,418 千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 水道事業資本的支出 | | 59,533,762 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | | 51,048,885 千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | | 8,409,186 千円 |
| 第3項 投 資 | | 10,469 千円 |
| 第4項 国庫補助金返還金 | | 35,222 千円 |
| 第5項 予 備 費 | | 30,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---------------------|---------------|
| 水道施設整備工事 | 令和9年度から 令和11年度まで | 38,974,000 千円 |
| 水道施設維持管理 | 令和9年度 | 14,900,000 千円 |
| 西谷浄水場浄水処理施設 更 新 工 事 (令 和 8 年 度) | 令和9年度から 令和22年度まで | 9,800,000 千円 |
| 相模湖系導水路改良工事 (令 和 8 年 度) | 令和9年度から 令和14年度まで | 800,000 千円 |

仮想基盤環境更新業務委託 令和9年度 600,000 千円

給水サービスに係る業務委託 令和9年度から
令和16年度まで 442,000 千円

給水タンク車製造 令和9年度 62,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。

(2) 限度額 23,444,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(4) 利率 年 8.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 偿還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,668,102 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、81,120 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,280,000 千円と定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春